

介護老人保健施設 ライフ明海

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用について  
（重要事項説明書）

1. 訪問リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 弘成会
代表者名	理事長 小河 幹治
所在地	明石市藤江201番地
連絡先	電話 078-922-8800 FAX 078-922-8081

2. 施設の概要

(1) 事業所の名称及び事業所番号

事業所名	介護老人保健施設 ライフ明海
所在地	明石市藤江201番地
連絡先	電話 078-925-2005 FAX 078-922-8801
事業所番号	2872005240
管理者氏名	施設長 小管 浩文

(2) 職員体制

従業者の体制	人数	区分		業務内容
		常勤	非常勤	
管理者	1	1		介護老人保健施設管理者兼務
理学療法士	3	3		

(3) 実施地域

実施地域	明石市内
------	------

(4) 営業日

営業日	月曜日～土曜日 但し、祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）は除く
営業時間	9：00～17：00

3. サービス内容

介護老人保健施設ライフ明海 訪問リハビリテーションは、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者の日常生活がより活動的なものとなるように、リハビリテーション職員が利用者の自宅を訪問し、身体面では関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

#### 4. 費用

##### (1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として利用料表の合計利用額の1割～3割が利用者の負担額となります。

##### [基本額]

項目	単位
(介護予防)訪問リハビリテーション費	308単位/回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位/回

##### [訪問リハビリテーション加算額]

項目	単位	内容
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	退院(所)日又は認定日から3月以内
リハビリテーション マネジメント加算(A)イ	180単位/月	医師による医学的管理のもと、定期的 にリハビリテーション計画を見直し、セラピストより説明
リハビリテーション マネジメント加算(A)ロ	213単位/月	
リハビリテーション マネジメント加算	270単位/月	事業所の医師が利用者等に説明し、 利用者の同意を得た場合

##### [介護予防訪問リハビリテーション加算額]

項目	単位	内容
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	退院(所)日又は認定日から3月以内
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位/回	進捗状況を定期的に評価

##### (2) 交通費

2(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は

- 一 通常の事業実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 500円
- 二 通常の事業実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 1,000円

(3) サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合は、コピー料金1枚につき10円を徴収する。

##### (4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

##### (5) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料を頂きます。

サービス実施時刻の1時間前までに連絡があった場合	無料
サービス実施時刻の1時間前までに連絡があった場合	利用者自己負担分の全額

##### (5) 利用料のお支払い方法

利用料のお支払いは、基本的に現金でのお支払いになります。

## 5 サービス終了の方法

### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにサービス終了をお申し出下さい。

### ② 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。

### ③ 自動終了

以下の場合、原則的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所、医療機関へ入院（1ヶ月以上入院）した場合。
- ・利用者の介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合。

### ④ その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合又は事業者が破産した場合、利用者は事業者へサービス終了の意思を表明することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が正当な理由なくサービス利用料を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合または利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上に渡ってサービス従事者または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、書面で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合もあります。

## 6 サービス内容に

利用者相談窓口	窓口	支援相談員
	ご利用時間	月曜日～金曜日 午前9時から午後5時
	電話番号	078-925-2005
	FAX番号	078-922-8801

## 7 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあつた場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援者等へ連絡をします。

緊急時 医療機関	病院名	
	電話番号	
緊急時 連絡先	氏名（続柄）	( )
	電話番号	

## 8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、当施設玄関ロビーに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

## 9. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の職員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載する。

## 10. 虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。高齢者虐待防止の虐待防止のための指針を策定する。また、対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。また適正化のため担当者を選定するとともに定期的な研修を実施する等の必要性を講じる。

サービス提供中に、職員又は利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告する。

## 11. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症等や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する。また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な処置を講じます。従業者に対しては、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. ハラスメント対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向け取り組みます。

事業者は、訪問リハビリテーション(介護予防リハビリテーション)利用契約の締結にあたり、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 明石市藤江201番地  
事業所名 介護老人保健施設 ライフ明海  
事業所番号 2872005240  
代表者 施設長 小 管 浩 文

説明者 職 名  
氏 名

私は、訪問リハビリテーション(介護予防リハビリテーション)利用契約の締結にあたり、重要事項の説明を受け了解しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所  
氏 名

保証人 住 所  
氏 名

# 個人情報の利用目的

「重要事項説明書」

(令和7年1月1日現在)

介護老人保健施設ライフ明海では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究
  - －当施設に掲示される行事写真等、施設紹介・行事紹介等

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関へ情報提供

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	医療法人社団弘成会 介護老人保健施設 ライフ明海
サービス種類	介護老人保健施設・短期入所療養介護・通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護・ 介護予防通所リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

### 措 置 の 概 要

#### 1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

月～土(祝日を除く)の8:45～17:15までの間、  
受付を相談又は、苦情等の窓口として支援相談員があたります。

なお、上記時間以外は、電話等で受け付けします。

又、直接職員が受け付ける場合もありますが、その場合は、緊急に対応が必要な場合は  
速やかに苦情窓口担当者(支援相談員)へ報告により対応します。

緊急以外は、接遇委員会において、原因及び対応策について検討を行います。

ライフ明海：電話(078)925-2005、FAX(078)922-8801

#### 2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

①苦情処理については、相手の気持ちを思いやり苦情内容を詳しく聞き、所属長とも相談し、  
速やかに、対処方法を検討します。

②苦情後は、速やかをモットーに利用者さま等、相手の身になった態度で接し処理を行います。

③苦情処理後の処理の報告については、親切丁寧を心がけて速やかに報告するものとします。

④苦情については、全職員の問題としてとらえ、苦情のでない喜んでもらえる施設づくりをめざし職員研修を行います。

⑤今後の苦情処理の参考になるよう、その内容を記録し保管します。

#### 3. その他参考事項

※ 玄関前ロビーに設置してある、ご意見箱もご利用下さい。

#### 【その他の苦情相談窓口】

☆ 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

TEL:078-332-5617 (平日 8:45～17:15)

☆ 明石市福祉局高齢者総合支援室

TEL:078-918-5091 (平日 9:00～17:00)

☆ 明石市福祉局福祉施設安全課

TEL:078-918-5279 (平日 9:00～17:00)